

多治見市耐震改修促進計画

平成20年3月 策定

平成28年3月 改定

平成29年3月 改定

平成30年4月 改定

目 次

はじめに

1	計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	1
2	岐阜県震災対策検証委員会の提言	1
第1	想定される地震の規模、想定される被害状況	
1	想定される地震の規模	2
2	人的被害の想定	2
3	建物被害の想定	3
第2	建築物の耐震化に係る目標	
1	建築物の耐震化の現状	4
(1)	住宅の耐震化の現状	
(2)	特定建築物の耐震化の現状	
2	建築物の耐震化の目標	7
3	公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	10
(1)	市有施設における耐震化	
(2)	その他公共施設・防災拠点施設における耐震化	
第3	建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1	耐震化の課題	12
2	役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	12
(1)	市民・事業者（建築物の所有者）の役割	
(2)	市の役割	
3	実施する事業の方針	12
(1)	事業の考え方	
(2)	実施する事業	
4	重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	13
(1)	重点的に耐震化を図る地域	
(2)	地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3)	重点的に耐震化を図る建築物	
(4)	より重点的に耐震化を図る建築物	
5	「命」を守るための多様な取り組みの推進	14
第4	建築物の耐震化を促進する施策	
1	安心して耐震化が行える環境整備	15
(1)	多治見市建築物等耐震化促進事業	
(2)	町内会等との連携	
2	耐震化に関する啓発及び知識の普及	16
(1)	相談体制の整備	
(2)	情報提供の充実	
3	地震時の建築物の総合的な安全対策	18
(1)	地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2)	地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5	指導・勧告又は命令等に関する事項	
1	建築基準法による勧告又は命令	19
2	所管行政庁との連携	19
第6	建築物の耐震化の推進に関する事項	
1	計画の推進体制	19

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

多治見市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第6条の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする「多治見市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定しました。

平成28年3月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、本市においても引き続き建築物の耐震化を促進する必要があることから、平成32年度までを計画期間とする改定を行うものです。

なお、本市における地震防災については、国の「防災基本計画」、県の「岐阜県地域防災計画」、「岐阜県地震防災行動計画」、「岐阜県耐震改修促進計画」及び「多治見市地域防災計画」等に基づき、その対策を進めており、「多治見市耐震改修促進計画」もこれらの計画と調和を図った地震防災対策の一環となるものです。

2 岐阜県震災対策検証委員会の提言

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」では、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるとともに、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であることが認識されました。

岐阜県では、東日本大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県で大規模地震が発生した場合に教訓とするべき事項の検証を目的に「岐阜県震災対策検証委員会」が組織され、防災体制・防災対策の総点検が行われました。

建築物の耐震化については、「耐震化分科会」で検証・検討が行われ、これまでの取組みには一定の評価を与えつつ、建築物の更なる耐震化促進に向けた取組みの強化や、耐震化を最終目標とした「命を守るための多様な取組みの推進」などについて検討が行われ、平成23年7月31日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の7項目の提言がなされました。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【県・市町村・建物所有者】
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【県・市町村・建築関係団体】
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【県・市町村・建築関係団体】
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【県・市町村】
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【県・市町村・建築関係団体】
- ⑥ 宅地被害の周知【県・市町村・建築関係団体】
- ⑦ 「命」を守るための多様な取組みの推進【県・市町村】

※【 】は特に連携を図るべき事業主体

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」に基づくものです。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度が高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきました。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けました。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっています。

平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、表1-1のとおり市内において大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を想定しています。

表1-1 多治見市で想定される地震の規模

想定地震\地震の規模	最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.83（震度6弱）	24.92
阿寺断層系地震	4.91（震度5弱）	0.72
跡津川断層地震	4.96（震度5弱）	1.67
養老-桑名-四日市断層帯地震	5.52（震度6弱）	11.74
高山・大原断層帯地震	4.91（震度5弱）	3.52

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値：液状化の可能性はある

[出典：平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 概要版]

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおり。地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と冬の午後6時（住宅等で火気器具の使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災する機会が多い。）を想定していますが、ここでは最も人的被害の大きい冬の平日午前5時を記載します。

表1-2 多治見市で想定される人的被害 (単位：人)

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数	避難者数	帰宅困難者数
南海トラフの巨大地震	16	29	500	65	6,216	1,152
阿寺断層系地震	0	0	7	0	58	—
跡津川断層地震	0	0	9	0	224	—
養老-桑名-四日市断層帯地震	0	0	82	1	1,731	—
高山・大原断層帯地震	0	0	5	0	139	—

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

[出典：平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 概要版]

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、市内での建物被害は表 1 - 3 のとおりです。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後 6 時を記載します。

表 1 - 3 多治見市で想定される建物被害 (単位：棟)

想定地震	建物被害	建物被害 (棟数)		焼失棟数
		全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震		1,201	3,778	12
阿寺断層系地震		6	47	0
跡津川断層地震		50	128	0
養老-桑名-四日市断層帯地震		376	1,000	0
高山・大原断層帯地震		32	78	0

[出典：平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 概要版]

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が行われ、昭和56年6月1日に新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」といいます。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することです。

また、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）又は耐震改修した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）をいい、「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」といいます。

「耐震性が不十分な建築物」とは旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいいます。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりです。

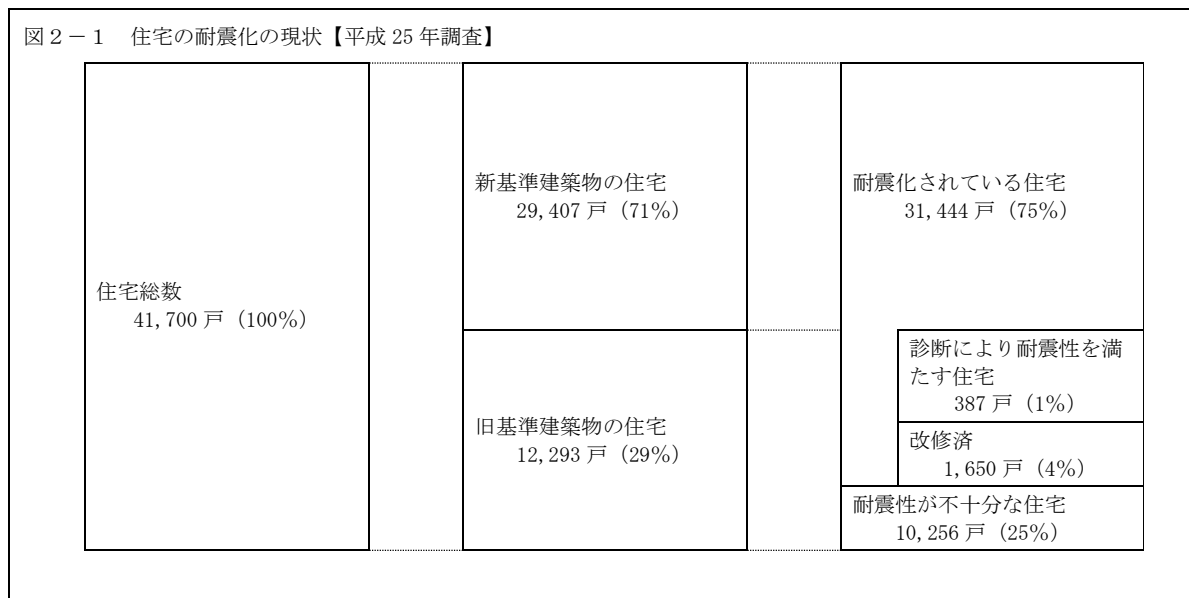
表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

住宅数 建築年	年代別		H5年調査		H10年調査		H15年調査		H20年調査		H25年調査	
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	S35年以前	4,313	12.4	4,221	11.2	4,050	10.1	2,780	6.9	2,410	5.8	
	S36年～45年	4,355	12.6	5,070	13.5	4,000	10.0	3,510	8.8	3,350	8.0	
	S46年～55年	10,090	29.1	8,169	21.7	7,449	18.6	7,280	18.2	6,300	15.1	
	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	233	0.6	
	計	18,758	54.1	17,460	46.4	15,499	38.7	13,570	33.9	12,293	29.5	
新 基 準	S56年～60年	6,593	19.0	5,542	14.7	5,684	14.2	10,110	25.2	9,350	22.4	
	S61年～H2年	6,062	17.5	5,116	13.6	5,465	13.7					
	H3年～7年	3,077	8.9	6,102	16.2	5,628	14.1	5,380	13.4	6,820	16.4	
	H8年～12年	—	—	3,337	8.9	6,117	15.3	5,290	13.2	4,220	10.1	
	H13年～17年	—	—	—	—	1,347	3.4	3,930	9.8	4,010	9.6	
	H18年～20年	—	—	—	—	—	—	1,300	3.2	2,960	7.1	
	H21年～25年9	—	—	—	—	—	—	—	—	1,490	3.6	
	不詳	170	0.5	107	0.2	261	0.6	530	1.3	557	1.3	
計	15,902	45.9	20,204	53.6	24,502	61.3	26,540	66.1	29,407	70.5		
合計	34,660	100.0	37,664	100.0	40,001	100.0	40,110	100.0	41,700	100.0		
耐震改修を行った住宅	未調査				380	—	1,120	—	1,650	—		

※ H25年調査の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

本市における住宅の耐震化率の現状については、平成 25 年 住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」が 29,407 戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は約 1,650 戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果の推計より約 387 戸であることから、多治見市内の住宅総数約 41,700 戸のうち約 31,444 戸が「耐震化されている住宅」と推計できます。



(2) 特定建築物の耐震化の現状

耐促法では、一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表 2-2 のとおりです。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物を「3号特定建築物」としています。それぞれの建築物の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表 2-3 のとおりです。

表 2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	4	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	6	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	7	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	8	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	9	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	10	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	12	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	15	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	17	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	18	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 7 条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表 2-3 特定建築物の耐震化の状況

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化されている建築物 F=B+D+E		耐震化率 G=F/A
					耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E	
1号	多数の者が利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等)	325	224	101	41	40	305 94%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	17	5	12	0	0	5 29%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	168	89	79	2	1	92 55%

注) A~D は実数値 E は推計値

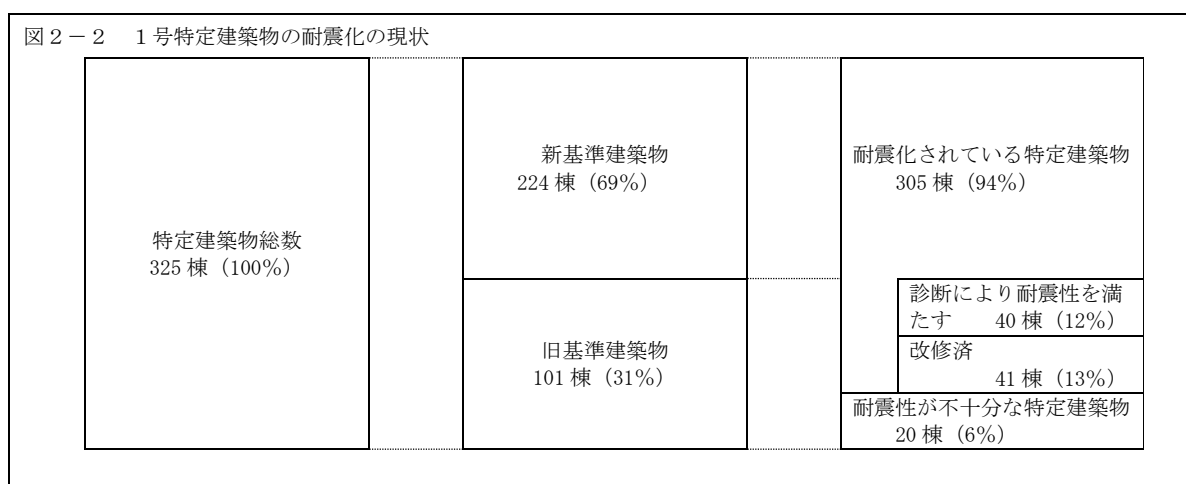
※ 棟数は、平成 29 年 2 月現在の特定建築物台帳による

1号特定建築物については、「新基準建築物」が 224 棟 (69%)、「旧基準建築物」101 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 41 棟 (13%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 40 棟 (12%) であることから、「耐震化されている建築物」は 305 棟となり、市内の 1号特定建築物総数 325 棟のうち 94%が耐震化されていると推計できます。(図 2-2)

2号特定建築物については、「新基準建築物」が 5 棟 (29%)、「旧基準建築物」12 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 0 棟 (0%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 0 棟 (0%) であることから、「耐震化されている建築物」は 5 棟となり、多治見市内の 2号特定建築物総数 17 棟のうち 29%が耐震化されていると推計できます。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が 89 棟 (53%)、「旧基準建築物」79 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 2 棟 (1%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 1 棟 (1%) であることから、「耐震化されている建築物」は 92 棟となり、多治見市内の 3号特定建築物総数 92 棟のうち 55%が耐震化されていると推計できます。

図 2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成 7 年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲

となり、平成 16 年の新潟県中越地震においては人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生しました。また、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられます。

建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、市民の安全・安心の確保、地震被害の軽減を図るため、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進します。

これまでの取り組み

- ・市有建築物については、学校関係の建築物を優先しながら順次耐震診断を実施。耐震補強工事が必要とされた建築物については、順次耐震補強工事を実施し、小中学校の耐震化を完了。
- ・広報誌、パンフレット、インターネット等による耐震化事業の普及・啓発。木造住宅耐震診断、木造住宅耐震補強工事に関する無料相談会を開催。
- ・旧基準の木造住宅について、平成14年度から耐震診断に対する助成を開始し、平成20年度からは無料化。また、平成16年度から耐震補強工事に対する助成を開始。
- ・木造住宅以外の建築物については、平成18年度から耐震診断に対する助成を開始。
- ・平成 20 年 3 月に策定した多治見市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進しているところ。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年度までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、平成 37 年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの本市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%にすることを目標とします。（図 2-3）

耐震化率 95%を達成するため、平成 28 年から平成 32 年までの間に、住宅については約 8,060 戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については 5 棟の耐震化が必要です。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ります。（図 2-4、図 2-5）

なお、目標の達成状況等については、5 年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行います。

図 2-3 耐震化の目標の考え方

		H25 現耐震化率		目 標		目標耐震化率
国	住宅	82%	⇒	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画による目標を踏まえ設定	⇒	95%
	多数利用の建築物	85%				95%
県	住宅	78%	⇒	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	⇒	95%
	多数利用の建築物	86%				95%
市	住宅	75%	⇒	国の基本方針及び岐阜県耐震改修促進計画を踏まえ設定	⇒	95%
	多数利用の建築物	94%				95%

図 2-4 住宅の耐震化の目標（平成 32 年度）

耐震化されている住宅 31,444 戸 (75%)	⇒	耐震化されている住宅 33,670 戸 (78%)
診断により耐震性を満たす住宅 387 戸 (1%)		建替え・耐震改修による耐震化 8,060 戸 (17%)
改修済 1,650 戸 (4%)		耐震性が不十分な住宅 2,196 戸 (5%)
耐震性が不十分な住宅 10,256 戸 (25%)		
総数 41,700 戸（平成 25 年度）		総数 43,926 戸（平成 32 年度）

図 2-5 多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）の耐震化の目標（平成 32 年度）

耐震化されている特定建築物 305 棟 (94%)	⇒	耐震化されている特定建築物 305 棟 (94%)
診断により耐震性を満たす特定建築物 40 棟 (12%)		建替え・耐震改修による耐震化 5 棟 (1%)
改修済 41 棟 (13%)		耐震性が不十分な特定建築物 15 棟 (5%)
耐震性が不十分な特定建築物 20 棟 (6%)		

3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動拠点、消防は救急・消防活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点として活用されます。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災直後の応急対応、復旧活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要です。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、消防、病院等の防災拠点施設や避難所が津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となりました。

公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や倒壊危険度を考慮し優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めるとともに、民間施設については、所有者による耐震性の早期確保を促します。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設については、学校施設、消防施設、市庁舎、病院など災害時に拠点となる施設を優先して耐震化を実施しており、概ねの施設において耐震化を完了しています。今後は、非構造部材の耐震化を促進します。

なお、平成 28 年 3 月における市有施設（木造及びコンクリートブロック造以外の構造で延べ面積が 200 ㎡以上かつ居室を有する建築物に限る。）の耐震化の状況は、表 2-4 のとおりです。

表 2-4 市有施設の耐震化の現状について

(単位：棟)

		S57 以降棟数	S56 以前棟数						耐震性なし				不明
				耐震性あり	補強不要	対応済	補強工事	解体・使用中止		未対応	耐震補強実施中	補強予定	
市長部局	庁舎	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	消防	2	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	病院	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市営住宅	7	64	50	50	0	0	0	14	0	0	0	14
	その他	48	27	20	7	13	13	0	7	4	0	0	3
教育委員会	学校	53	42	42	10	32	32	0	0	0	0	0	0
	学校以外	4	3	1	1	0	0	0	2	1	0	0	1
	教職員住宅	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		117	139	116	69	47	47	0	23	5	0	0	18

イ 耐震診断結果の公表

市有施設については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行います。

ウ 耐震化の目標

市有施設の耐震性確保については、耐促法により特定建築物の所有者としての責務に加え、

特定建築物以外の市有施設についても施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、早期に実施する必要があります。

施設の将来的な利用方針や財政事情を勘案し、施設の廃止・解体を含め耐震化を推進します。

（２）その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

市有特定建築物及び避難所となっている学校等についての耐震化は完了しています。今後は、非構造部材・特定天井等の耐震化を推進します。

民間の避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通して所有者による耐震性の早期確保を促します。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

建築物の耐震化を促進するための課題

- ・建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・地震が来ても自分の家・建物は大丈夫だと思っている。
- ・誰に頼んでいいかわからない。
- ・改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- ・家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで本市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきました。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、行政が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方、行政が担うべき公助の考え方を基に協働・連携することが必要です。

市民、事業者、行政が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進します。

(1) 市民・事業者（建築物の所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めます。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

(2) 市の役割

- ・市は県と連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。
- ・市は普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努めます。
- ・市は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組みます。
- ・市は県と連携して、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。
- ・市は県と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めます。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要です。市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の啓発に積極的に取り組みます。

建築物の所有者が耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施・拡充に努めます。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施します。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的には所有者の責任において実施されるべきものです。しかしながら、耐震化を行うことにより建築物の被害が軽減され、避難路や輸送路の確保、仮設住宅の建設が縮減されるなど震災後早期の復旧・復興に寄与します。耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施します。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRに努めます。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護するため、既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ります。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

当市は、南海トラフの巨大地震や内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、また、想定される地震の他にも市内に活断層が存在することから、市内全域を重点的に耐震化を図る地域とします。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合があります。また、救急・消防活動の実施、避難者への支援物資の輸送等の災害応急を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があります。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っています。

岐阜県耐震改修促進計画では、耐促法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路を指定しており、また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路を法第5条第3項第2号に基づく道路として指定。多治見市には、第1次、第2次の緊急輸送道路及び法第5条第3項第2号の指定を受けた道路があります。

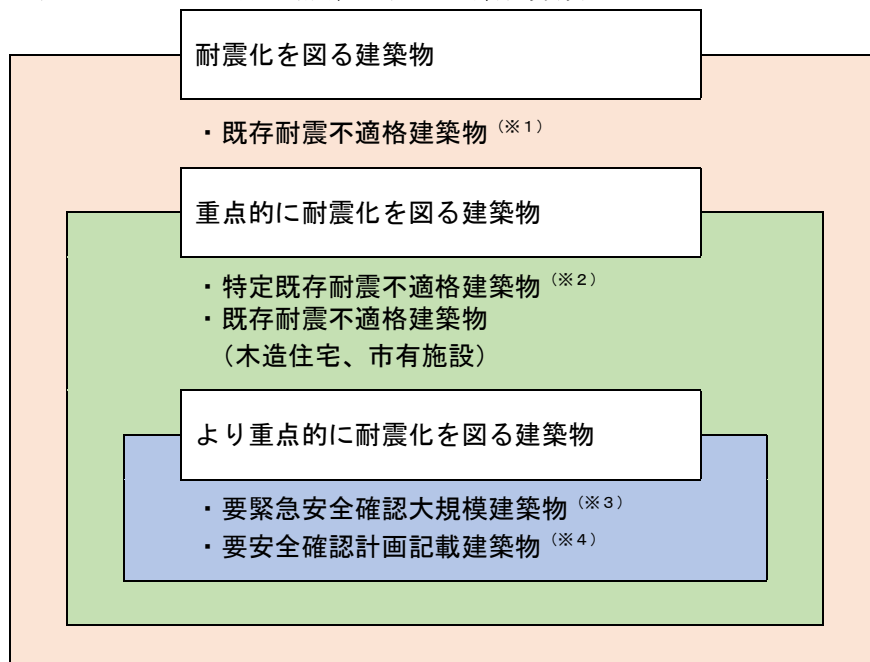
(3) 重点的に耐震化を図る建築物

多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）、危険物を取り扱う建築物（2号特定建築物）、倒壊した場合に道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げる恐れのある建築物（3号特定建築物）及び過去の地震において被害が集中した既存耐震不適格建築物である木造住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

耐促法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、同法第7条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時における人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮して「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

図3-1 重点的に耐震化を図る建築物分類



※1 既存耐震不適格建築物：住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しないすべての建築物

※2 特定既存耐震不適格建築物：学校、病院、ホテル・旅館等多数の者が利用する建築物で一定の規模以上のもの、及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれのある建築物など

※3 要緊急安全確認大規模建築物：学校、病院、ホテル・旅館等多数の者が利用する大規模で耐促法により耐震診断が義務付けられたもの

※4 要安全確認計画記載建築物：防災拠点及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれのある建築物で耐震診断を義務付けるものとして地方公共団体が指定したもの

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

現在の建築基準法では、極めて稀に発生する地震において建築物が倒壊しないことを要求しており、地震による被害軽減のためにも木造住宅の耐震化は非常に重要です。

しかしながら、旧基準の木造住宅所有者の中には、家族構成や生活形態あるいは経済的な理由などから耐震化を実施できない所有者がいます。これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能を確保する簡易補強を推進することも重要です。

また、市民の命を守るという視点から、耐震シェルターなど、耐震補強以外の防災手法についても検討を進めます。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者が耐震化を行いやすい環境を整えるため、負担軽減のための補助制度の実施や拡充に努めます。

(1) 多治見市建築物等耐震化促進事業

ア 建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と協働し補助を実施しており、今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震補強工事に対する補助を継続・拡充します。

《耐震診断》

平成14年度から旧基準の木造住宅を対象として、耐震診断に対する補助を実施。平成18年度からは全ての旧基準建築物に補助対象を拡大。

平成20年度からは、旧基準の木造住宅の耐震診断を市の委託事業として所有者負担を無くし、専門家の耐震診断に加え概算補強工事費等の耐震補強のアドバイスを実施。

《耐震化のための計画策定》

平成30年度から旧基準の特定建築物等を対象として、耐震改修（建替えを含む）のための計画策定に対する補助を実施。

《耐震改修補強工事》

平成16年度から旧基準の木造住宅を対象として、耐震補強工事に対する補助を実施。平成21年度から補助対象を拡大し、一定の要件に該当する住宅の簡易補強工事についても補助対象とし、平成25年度からは当該要件を撤廃した。

平成30年度からは、旧基準の特定建築物等を対象として、耐震改修工事（建替え、除却を含む）に対する補助を実施。

イ 建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-2のとおりです。

表4-2 耐震化に係る補助の状況 (単位：件)

種類	年度									
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
木造住宅耐震診断補助事業	20	16	16	24	13	13	121	71	45	
木造住宅耐震補強工事費補助	—※1	—	0	3	1	2	1	4	0	
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	0	3	0	1	0	

種類	年度								計
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
木造住宅耐震診断補助事業	61	47	82	49	31	57	45		711
木造住宅耐震補強工事費補助	10	6	9	13	3	4	7		63
建築物耐震診断事業費補助	0	1	0	3	0	0	0		8

※1 「—」は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきましたが、ここ数年は耐震診断の申込件数が減少傾向にあります。更なる耐震化の啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強の耐震化に係る経済的負担を軽減する補助制度について、市民の要望に対する的確な対応に努めます。

エ 補助事業の活用促進を図るための取組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行います。

(2) 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要です。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時から地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待されます。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市は地域の取り組みを支援する施策を講じます。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要です。市民・事業者に対して、防災意識の向上を図るとともに耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき建築物の耐震化の必要性・重要性の啓発に積極的に取り組みます。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行うため、診断・改修に関する適切な知識を有する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用します。

相談士は、「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成し登録を行っています。相談士名簿については、市窓口において閲覧できます。また、相談士の制度について、市ホームページや無料相談会等で周知を図っています。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、市開発指導課において建築相談窓口を設置し、地震対策をはじめとした建築物に係る市民からの相談に応じています。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においては、建築相談窓口として市民の相談に対応しています。今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物の地震対策について、市民の相談に積極的に対応します。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家による木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催しています。

エ 建築物の耐震診断・耐震改修に係る講座

建築物の耐震化の普及・啓発、各種補助制度の相談に対応するため、おとどけセミナーを開催します。

オ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進します。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化についての周知、啓発に取り組んできました。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する各種補助制度、融資制度の情報提供を行い、耐震化を推進します。

また、住宅設備の更新や、リフォームの機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的です。リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう周知を図ります。

イ 各種広報媒体を活用した周知

広報誌、コミュニティーFM、市ホームページ等を活用し、広く市民に対し補助制度の周知、耐震化を啓発します。

ウ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化、補強工事に対する補助要件の緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行っていますが、耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえません。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、個別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知を図り、地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細かな普及啓発を行います。

エ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

このため、旧基準建築物が密集している住宅団地を普及啓発重点地区とし、効率的な普及啓発活動を行います。

オ 地震ハザードマップ等の作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の活用が有効です。

市では、小学校区別に震度分布を示した揺れやすさマップ及び全壊する建物割合を予測した危険度マップ、市域を2分した地図に液状化を危険度を示した液状化危険度マップ、建物倒壊による重傷者数を予測した人的災害マップ、地震による出火棟数を予測した火災被害マップを作成し公表しています。

カ 建築物の地震に対する安全性の認定

耐震改修を行った住宅については、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できます。

市の耐震化補助制度を活用し耐震補強工事を実施した住宅の所有者には、耐震補強済の表示シールを配布し、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図ります。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊、窓ガラス・天井・外壁等の落下、エレベーターの閉じ込め、エスカレーターの脱落、給湯設備や家具の転倒、配管等の設備の落下などに対する対策の必要性が指摘されています。県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策に加え電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行います。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、建築物の損傷は軽微であっても地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地が被害を受けたことにより使用できなくなった建築物が多くありました。市内の住宅団地について大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）を行いその結果について市ホームページ等で公表するとともに、対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施を検討します。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、「多治見市液状化危険度マップ」を活用し、きめ細やかな周知に取り組みます。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行います。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築基準法による勧告又は命令

既存耐震不適格建築物について、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するため、必要に応じ立入調査を実施し建築基準法の規定に基づく勧告・命令を行います。

2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、所管行政庁との連携を図り、効果的な指導等を行う必要があります。

所管行政庁である県と具体的な取組方法について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めます。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、市、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、県下一丸となって建築物の耐震化に取り組みます。